

日医発第 599 号（健Ⅱ）（地域）
令和 7 年 7 月 9 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく個人防護具の備蓄に関する
協定締結医療機関以外の医療機関への周知について（依頼）

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、令和 6 年度に全面改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに基づき、感染症法に基づく医療措置協定を締結していない医療機関も、有事の際に備えて個人防護具（医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドをいう。）の備蓄に努めるよう依頼するものです。

なお、政府行動計画では「国及び都道府県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。」とされております。また、ここでいう「要請」とは、各医療機関において可能な範囲において、当該施設の機能や診療内容等に応じた備蓄・配置に向けて努力をしていただきたいという趣旨であり、指示、責務や義務ではないことを申し添えさせていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和7年6月19日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく個人防護具の備蓄に関する
協定締結医療機関以外の医療機関への周知について（依頼）

平素より、厚生労働行政に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度に、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が全面改定されました。

政府行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。」という記載があるとおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて個人防護具（医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋をいう。以下同じ。）の備蓄を進めていただいています。

また、協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために個人防護具は必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、個人防護具の備蓄に努めていただくことは重要です。

そのため、政府行動計画の「物資」の章において、「国及び都道府県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。」と記載されています。

当該記載の趣旨を踏まえ、各都道府県におかれては、協定締結医療機関以外の医療機関に対しても、個人防護具の備蓄に努めていただくよう、下記の内容について貴管内医療機関への周知方お願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染症対策物資等の輸入量の大幅減少や輸入途絶等により、国内の供給不足が起こったことを踏まえ、感染症対策物資等に関しては、政府行動計画及びガイドラインに基づき、国・都道府県のみならず、医療機関においても備蓄・配置を行うこととなっています。
- 2 政府行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき个人防护具を計画的に備蓄する。」という記載があるとおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて个人防护具の備蓄を進めていただいています。
- 3 協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために个人防护具は必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、各医療機関で必要となり得る量（当該医療機関における通常使用量の2か月分を推奨）の个人防护具の備蓄に努めていただくようお願いします。